

津波防災地域づくりに関する法律の対象区域にある事業者が対象

## 津波浸水対策の記載例

### 第〇章 津波浸水対策

#### 1 津波浸水予測に関すること

当該事業所における津波の浸水想定深さを予測し下記のとおり定める。

本事業所における津波の浸水想定深さの最大値：〇〇m

※県が公表している津波の規模、浸水範囲等を踏まえた当該事業所の津波浸水予測値の最大値を上記に記載する。

#### 2 津波に関する警報が発令された場合における当該警報の伝達方法、避難場所、避難の経路その他の避難に関すること

津波に関する警報が発表された場合における当該警報の伝達方法及び避難に関して、次の項目について定める。

- (1) 情報の入手方法（津波警報等の各種情報の入手手段の確保）

※この欄に、具体的な入手方法を記載する。

又は、「別紙〇〇〇〇による。」等と記載し、入手方法が記載された参照先を明示する。

- (2) 情報の処理及び事業所内外の従業員、協力会社社員等への伝達方法等

- a) 緊急時の対応組織
- b) 事業所内の従業員、入構中の協力会社社員、来訪者等の数、従事場所等を把握する措置
- c) 情報の伝達方法、伝達経路
- d) 情報の伝達が困難な場合の措置
- e) 津波警報等発令時の帰宅制限等
- f) 事業所外の従業員、通勤途上の従業員に対する措置
- g) その他

※上記 a)～g) の各欄に、具体的な措置等を記載する。

又は、「別紙〇〇〇〇による。」等と記載し、参照先の基準等を明示する。

(3) 事業所内外の全従業員の津波からの避難

- a) 浸水予測に応じた避難場所
- b) 浸水予測に応じた避難経路
- c) 避難指示の伝達方法
- d) 食料及び避難場所での必需品の確保

※上記 a)～d) の各欄に、具体的な内容を記載する。

避難場所・避難経路については、地図等を用いて資料を作成する。

又は、「別紙〇〇〇〇による。」等と記載し、参照先の資料等を明示する。

3 津波に関する警報が発令された場合における作業の速やかな停止、設備の安全な停止並びに避難時間の確保に係る判断基準、手順及び権限に関すること

(1) 緊急停止措置等

高圧ガス設備の安全確保及び容器、タンクローリ等の安全確保の措置及び高圧ガス設備の緊急停止措置等に係る、従業員の安全な避難を大前提とした下記の手順等を確認する。

- a) 緊急措置等の責任者及び不在時の代理者の権限の明確化
- b) 判断基準
- c) 操作手順

※上記 a)～c) の各欄に、具体的な措置等を記載する。

又は、「別紙〇〇〇〇による。」等と記載し、参照先の基準等を明示する。

4 津波に関する防災に係る必要な教育、訓練及び広報に関すること

次に掲げる事項に関する教育及び訓練を保安教育計画の定めるところに従って、下記の教育、訓練等を下記の頻度で、事前に実施する。

- a) 地震・津波に対する心構え、緊急時の体制等 (〇回/年)
- b) 緊急措置訓練 (〇回/年)

- c) 避難訓練 (〇回/年)
- d) 事業所内避難場所での食糧・必需品の確保確認 (〇回/年)
- e) 関係事業所等と協力した容器回収訓練 (〇回/年)
- f) その他必要な教育訓練

※各訓練の頻度を記入する。

その他必要な教育訓練について、具体的内容と頻度を明示する。

5 津波による製造設備又は貯蔵設備の破損又は流出による事業所内及び周辺地域において想定される被害並びに当該被害が及ぶと想定される地域を管轄する都道府県知事及び市町村長に対する当該被害の想定に係る情報提供に関すること(浸水想定 3 m 超)

(1) 津波による高圧ガス製造施設の被害想定

「1 津波浸水予測」等を活用し、また、下記に発生した震災による被害状況を参考とした、下記の被害想定を規定する。

※この欄に、被害想定を記載する。

又は、「別紙〇〇〇〇による。」等と記載し、参照先の被害想定等を明示する。

(2) 都道府県等への情報提供

次に掲げる事項に関する、関係者への伝達方法について下記のとおり規定する。

- a) 評価をした被害想定等の情報についての都道府県及び市町村への提供のための措置
- b) 近隣住民への被害想定に関する情報提供

※上記 a)~b) の各欄に、具体的な措置等を記載する。

又は、「別紙〇〇〇〇による。」等と記載し、参照先の資料等を明示する。

6 充填容器等の事業所からの流出防止を図るための措置並びに流出した充填容器等の回収方針に関すること (浸水想定 1 m (車両に固定した容器 2 m) 超) ※冷凍則除く

(1) 容器、タンクローリ等の安全確保

津波浸水による容器の事業所外への流出防止対策、タンクローリの事業所外への流出防止その他適切な措置について、下記のとおり規定する。

※この欄に、具体的な対策・措置等を記載する。

又は、「別紙〇〇〇〇による。」等と記載し、参照先の規定等を明示する。

## (2) 流出容器等の回収

津波浸水により事業所外へ流出した容器等の回収に係る措置について、次に掲げる事項を規定する。

- a) 初動対応
- b) 事業所外へ流出した場合の回収方針
- c) 都道府県、関係団体、関係事業所等との連絡体制の構築

※上記 a)～c) の各欄に、具体的な措置等を記載する。

又は、「別紙〇〇〇〇による。」等と記載し、参照先の資料等を明示する。

## 7 津波に関する警報が発令された場合における緊急遮断装置、防消火設備、通報設備、防液堤その他の保安に関する設備等の作業手順及び当該設備等の機能が喪失した場合における対応策に関すること

### (1) 高圧ガス設備の安全確保

津波に関する警報が発表された場合における保安設備の作業手順等に関して、次の項目を定める。

- a) 津波浸水による被害を防ぐための措置
- b) 津波による浸水の恐れがある状況において、津波到達までの限られた時間で製造、出入荷設備を安全に停止又は漏洩等の被害を最小限にする等の措置
- c) 保安に係る設備に関する措置  
以下の保安に係る設備等に関する操作方法又は当該設備等の機能が喪失した場合における対応策を下記のとおり規定する。

- ・緊急遮断装置
- ・防消火設備
- ・通報設備
- ・防液堤
- ・その他

※上記 a)～c) の各欄に、具体的な措置等を記載する。

又は、「別紙〇〇〇〇による。」等と記載し、参照先の資料等を明示する。

## 8 津波による被害を受けた製造施設の保安確保の方法に関すること

次に掲げる事項について、規定する。

- (1) 津波後の製造施設の被害状況の確認
- (2) 被害を受けた設備の応急復旧

※上記(1)～(2)の各欄に、具体的な方法等を記載する。  
又は、「別紙〇〇〇〇による。」等と記載し、参照先の資料等を明示する。

---

**[記載に当たっての留意事項]**

- ・各項目の※下線の内容をご確認いただき、作成ください。